

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和4年度)

作成日 2022/10/20

最終更新日 2022/10/20

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2022年10月20日
国立大学法人名		国立大学法人滋賀医科大学
法人の長の氏名		上本 伸二
問い合わせ先		総務企画課企画・評価係 TEL：077-548-2011 E-mail：hqsuisin@belle.shiga-med.ac.jp
URL		https://www.shiga-med.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
経営協議会による確認		<p>【基本原則1に関して】</p> <p>原則1-1</p> <p>中期目標の前文として、非常に具体的で明瞭だと感じました。特に、滋賀医科大学において、上本学長が掲げられた「サステナブルでアトラクティブ」とのキーワード、なかでもサステナブルについて、大学の存続と発展だけでなく、地域、とりわけ滋賀県の医療体制の維持・充実への貢献がうたわれている点に感銘を受けました。</p> <p>ただ記述において、文法上の呼応等がわかりにくい点があります。</p> <p>① 前文の冒頭「ための重複」 大学として持続し続けるため…（中略）健康増進に寄与するため…と1文中に「ため」が続いています。たとえば後部を「人類への健康増進に寄与することを目的に、」または「人類の健康増進への寄与を目的に、」とされてはいかがでしょうか。</p> <p>② 2と3の呼応</p> <p>2の文中「強化は（中略）求められるため、（中略）構築する」</p> <p>3も同様「強化は（中略）必要があり、（中略）図る」はつながりが悪いため、前回同様「強化面では」「強化については」とされてはいかがでしょうか。</p> <p>大変細かく恐縮ですが、目標を高らかに掲げる前文でもあり、あえて指摘させていただきました。ご了承ください。</p>	<p>原則1-1の記載については、本学の第4期中期目標期間における「（前文）法人の基本的な目標」から引用しているため、修正は困難ですが、いただいたご意見を踏まえ、法人の運営等について、よりステークホルダーの皆様にとってわかりやすい情報公開に努めてまいります。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
		<p>原則 1 - 1 4つの目標で「サステナブル」は十分に書かれているが、「アトラクティブ」が出ていない。たとえば教育のところ「未来に向けた魅力的な教育システム」のように記述してはどうか。</p>	<p>原則 1 - 1 の記載については、本学の第 4 期中期目標期間における「（前文）法人の基本的な目標」から引用しているため、修正は困難ですが、いただいたご意見を踏まえ、大学ホームページ及び統合報告書等において、本学が取り組むSTEAM教育及びオンライン教育等の未来に向けた魅力的な教育システムについて発信してまいります。</p>
		<p>原則 1 - 1 「また、高齢化の進行に伴い地域包括医療の比重が重くなる中、重要な役割を果たすのは訪問看護を含む新たな慢性期看護医療をリードできる優秀な看護師と、今後、医師の働き方改革を進める上で、高度急性期医療における安全な医療遂行のためには、特定行為看護師の役割が益々重要となる。さらにCOVID-19感染を契機に感染症専門看護師の必要性も大きくなった。このため、未来のリーダーとなる看護師を関連施設や自治体と協働して育成する。」 文章構成がわかりにくくなっています。 「また、高齢化の進行に伴い地域包括医療の比重が重くなる中で重要な役割を果たすのは、訪問看護を含む新たな慢性期看護医療をリードできる優秀な看護師であり、今後、医師の働き方改革を進めつつ高度急性期医療における安全な医療を遂行するためには、特定行為看護師の役割が益々重要となる。」で如何でしょうか。 COVID-19=coronavirus disease 2019（2019年に発生した新型コロナウイルス感染症）ですので、「COVID-19を契機に」、「COVID-19蔓延を契機に」、または「新型コロナウイルス感染を契機に」でしょうか。また、「COVID-19を契機に感染症専門看護師の必要性も大きくなっている。」でしょうか。 #教育のところ「新型コロナウイルス感染」という文言が使われています。</p>	<p>原則 1 - 1 の記載については、本学の第 4 期中期目標期間における「（前文）法人の基本的な目標」から引用しているため、修正は困難ですが、いただいたご意見を踏まえ、法人の運営等について、よりステークホルダーの皆様にとってわかりやすい情報公開に努めてまいります。</p>
		<p>原則 1 - 1 「業務運営のサステナビリティ強化は、ソフト面では透明性のある内部統制機能強化、デジタル技術の活用を含む業務効率化、多様なステークホルダーとのコミュニケーション推進、男女共同参画推進計画の地域への展開、ハラスメント防止の推進、ハード面では附属病院の機能強化棟整備、施設と設備のマスタープランの確立と実行等に取り組む。」 「ハード面では附属病院の機能強化棟整備、施設と設備のマスタープランの確立と実行等に取り組む。」の施設と整備は何を対象としているかわかりにくくなっています。</p>	<p>原則 1 - 1 の記載については、本学の第 4 期中期目標期間における「（前文）法人の基本的な目標」から引用しているため、修正は困難ですが、施設と設備は、総合研究棟（医学系）、ライフライン再生（無停電電源設備等）、小規模改修、大学病院設備整備等を示しております。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
		<p>原則 1 - 1</p> <p><第4期中期目標 前文：法人の基本的な目標></p> <p>滋賀医科大学は、第4期中期目標期間に・・・“サステナブルでアトラクティブな大学”をキーワードに掲げ、本学の理念である“地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する”ため、以下の目標を推進する。</p> <p>1. 滋賀県における医師不足が慢性化する中、地域医療のサステナビリティのために最も重要なことは・・・また、高齢化の進行に伴い地域包括医療の比重が重くなる中、重要な役割を果たすのは訪問看護を含む新たな慢性期看護医療をリードできる優秀な看護師と、今後、医師の働き方改革を進める上で、高度急性期医療における安全な医療遂行のためには、特定行為看護師の役割が益々重要となる。さらにCOVID-19感染を契機に感染症専門看護師の必要性も大きくなった。このため、未来のリーダーとなる看護師を関連施設や自治体と協働して育成する。</p> <p>→上記の文章に対して意見を記載します。</p> <p>1.看護教育の方向性を明確にされていることはわかりやすく良いと思います。ただし、助産師・保健師教育もされていますので、看護師教育に限定されているような表現が残念です。</p> <p>2.未来のリーダーとなる看護師を→看護職をにされた方が良いのではないかと思います。(現状としても卒業生が、看護師だけでなく助産師として保健師として、県内外でリーダーとなっておられますので)</p> <p>3.地域包括医療を→地域包括ケアにされたほうが良いのではないのでしょうか。(法的用語として「地域包括ケアシステム」が推進されており、「地域包括医療」を疾病の診断・治療を主とする医療提供だけでなく、疾病の予防、疾病の早期発見・治療、リハビリテーション、また健康増進までの一連の医療保健提供としてとらえる考え方であれば、「地域包括医療」が良いかと思います。</p> <p>4.慢性期看護医療を→慢性期看護をリードできるにされた方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>5.滋賀県は長寿県でもあり、今後は益々、「健康増進」「予防」「健康寿命の延伸」が重要となってくると思います。</p> <p>大学の理念でもある「人類の健康増進に寄与する」の点を強調した教育目標表現は必要ないのでしょうか。実際には、その視点で教育されていると思いますので、関係する多専門職との協働による健康増進に寄与できる医療人のリーダー育成を今後も期待しております。</p>	<p>原則1-1の記載については、本学の第4期中期目標期間における「(前文)法人の基本的な目標」から引用しているため、修正は困難ですが、本学は、“地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する”理念のもと、幅広い教養と倫理観とともに高い専門知識と技術を有し、地域で活躍する看護師・助産師・保健師の育成を行っております。また、学部教育において、低学年次から医学科及び看護学科合同授業・演習・実習を行い、多職種連携教育によるチーム医療を推進する人材や健康増進に寄与できる人材の育成を通して、引き続き、未来のリーダーとなる看護職の育成に取り組んでまいります。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
		<p>原則 1 - 1 慢性期看護医療をリードできる優秀な看護師について 認知症を伴う、要介護者の入院による治療、看護の苦慮。 退院後、高齢者介護福祉施設への入所となる。管理者が看護師の経験者が適任で、 看護師と介護者との連携が良好で、事故も少なく、施設運営もスムーズである。今 後、教育の場においても、管理者としての役割もご指導頂きたいと思ひます。</p>	<p>医療分野を先導し中核となって活躍できる医療人の育成は重要であり、慢性期看護医療をリードできる優秀な看護職の役割は、今後ますます拡大すると認識しております。引き続き、管理者として必要な知識・技術等を指導することで地域医療・看護の質向上に努めてまいります。</p>
		<p>補充原則 1 - 2 ① 分かりやすく簡潔に記載できないでしょうか。 気になった点は、「・・・教育研究評議会では教員人事等と併せて更に審議する・・・」や「・・・教職員人事については、学長を長とする人事委員会で方針を決定する・・・」と記載されているが、人事に関する審議機関が二つあるように思われませんか。また、人事の審議で機能が異なればそのことについて、触れた方がよいと思ひます。 また、「人事委員会で方針を決定」とありますが、人事委員会規程によると審議事項は以下の5項目であり、方針のみではありません。 但し、ここまで書く必要はないと思うので、もっと簡潔に記載すればいかがでしょうか。 (1) 教職員の選考、採用及び配置に係る方針に関する事。 (2) 教員選考の実施に関する事。 (3) 教職員の評価に関する事。 (4) 教員選考及び職員採用の評価並びに評価後のフォローアップに関する事。 (5) 本学の関係病院、他大学、官公庁、民間企業等との人事交流の方針に関する事。</p>	<p>ご指摘の内容について、教育研究評議会との違いが明確となるよう、人事委員会における審議事項にかかる記載を修正いたしました。</p>
		<p>補充原則 1 - 2 ④ 4年目終了時の報告書はまだ公表していないと思うので、記述がわかりにくい。今後の2年間とあるのは、その後の2年間？</p>	<p>4年目終了時における「業務の実績に関する報告書」については、第3期中期目標期間のものを示しているため、その旨を記載いたしました。今後ともステークホルダーの皆様にとってわかりやすい報告書となるよう努めます</p>
		<p>補充原則 1 - 3 ⑤ 国立大学法人は、自らの財務計画に沿って必要な外部資金を獲得するため、経済産業界等からの資金や寄附金の受け入れを促進するための、体制整備はできているのでしょうか。今迄、経営協議会でも検討されたことがないかと思ひます。</p>	<p>競争的資金の獲得に向けた支援、産学官連携活動の推進及び研究シーズの調査・発掘等を行っている研究戦略推進室の体制を追記しました。また、補充原則 1 - 3 ⑤の根拠資料として、「研究戦略推進室規程」を追加しました。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
		<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 本項は「教員・職員」についての国際性などダイバーシティの確保策が求められているにもかかわらず、「国際性に関しては特に大学院教育で留学生を確保」という内容で良いのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の内容を踏まえ、教職員に向けた取組を追記いたしました。</p>
		<p>【基本原則 2 に関して】 補充原則 2 - 1 - 2 ③ 「その他本学独自の取り組みとして、大学の活動とその成果とともに財務情報との関連性を明らかにする「統合報告書」を作成し公表している。」と記載されているが、他学（例えば、滋賀大学）においても同様の統合報告書が公表されています。従って、「本学独自の取り組みとして」は、誤解を与えないでしょうか。</p>	<p>国立大学は、各事業年度及び中期目標期間における業務の実績について報告書を作成し、国立大学法人評価委員会による評価を受けることが義務付けられています（第4期中期目標期間（令和4～9年度）は、年度評価は廃止）。「統合報告書」は、「業務の実績に関する報告書」とは別に作成のうえ大学HP等で公表しており、「業務の実績に関する報告書」と区別するために本学独自の取り組みと記載しておりましたが、他大学でも同様の取り組みを実施されていることから、ご指摘のとおり、本報告書から「本学独自の取り組みとして」の記載を削除しました。</p>
		<p>原則 2 - 2 - 2 「学長補佐、副理事、副病院長及び病院長補佐が陪席し、」と記載され、毎回参加しているように読めます。毎回の参加が必要なら、規程にも定めればいかがでしょうか。規程では、「6 議長が必要と認めたときは、理事以外の者の役員会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。」となっています。「必要に応じて・・・」と記載してもいいように思います。</p>	<p>役員会の構成員を明確にするため、陪席者にかかる記載について、ご指摘のとおり「必要に応じて」を追記いたしました。</p>
		<p>補充事項 2 - 3 - 3 ① ・「国立大学法人滋賀医科大学における人事基本方針」において人材育成に関する方針を定めて公表 ・民間企業等での勤務経験や専門的経験や資格（システムエンジニアとしての勤務経験や病院事務に必要な資格等）を有する者の積極的な採用を目的とした独自採用試験 ・国際的な素養、語学力及び企画力等の育成を目的とした米国での研修プログラム ・発表者自身のプレゼンテーション能力を高めるとともに、他の職員の各業務への理解や知識の普及、気づきや意欲の向上、業務の改善を図ることを目的とした業務成果発表会 ・視野を広げるための、他の国立大学法人との人事交流や文部科学省実務研修 ・企画提案力やプレゼンテーション能力の強化等に関する各種研修の実施</p> <p>すべて名詞止ですので「「国立大学法人滋賀医科大学における人事基本方針」における人材育成に関する方針の策定と公表」で如何でしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、他の内容と同様の記載になるよう修正いたしました。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
		<p>補充事項 2-3-3① 従来の事務局長以外に学内委員会の委員に任命されている事務職員はおられないのでしょうか。今後、教職協働を考えると、事務職員の学内委員会委員への任命が必要と考えられるので、検討頂きたい。</p>	<p>ご指摘の内容について、本学では複数の委員会において、事務職員が委員として任命されているため、その旨を追記いたしました。</p>
		<p>【基本原則 3 に関して】 補充原則 3-3-1② 「法人の長の選考過程、選考理由について、人事にかかわる審議であることを考慮しつつも、学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし、信頼性・透明性を確保する観点から、できるかぎり具体的な内容の公表に努めるべきである。」の「できるかぎり」は曖昧な表現となっていますが大丈夫でしょうか。「信頼性・透明性を確保する観点から、具体的な内容の公表に努めなければならない。」でしょうか。</p>	<p>令和4年3月29日に文部科学省、内閣府及び国立大学協会による三者協議会において、国立大学法人ガバナンス・コードが改訂されました。本補充原則は、三者協議会において決定されたものであり、本学において修正することができませんが、本学では「学長選考・監察会議規程」に基づき、学長の選考過程及び選考理由を公表しております。引き続き、説明責任を果たすとともに、規程に基づき適正に実施していきます。</p>
		<p>原則 3-3-2 細かいですが、学長選考等実施細則13条のところで、(1)は「認められるとき」で、他は「認めるとき」となっていますが、表現が異なる理由がわかりませんでした。</p>	<p>国立大学法人滋賀医科大学学長選考等実施細則第13条（学長の解任審査）のうち第1項の各号の文言については、国立大学法人法第17条（役員の解任等）のうち第2項の各号及び第3項の文言を改編・引用しています。ご指摘のあった、細則第13条第1項第1号に係る「認められるとき」と第3号及び第4号の各号に係る「認めるとき」の表現の相違は、法第17条第2項の各号及び第3項における表現の相違を反映したことによるものです。 法第17条において「認められるとき」と「認めるとき」の書き分けがなされていることを尊重し、法令に準拠した対応を図る観点から、学長の解任手続きについては、引き続き細則第13条第1項の各号に係る現行の規定に基づき、適切に運用していきます。</p>
		<p>原則 3-3-3 「・・・選出した学長の任期中において各年度1回、学長に業務執行状況の報告を求め、・・・」と記載されているが、学長選考等実施細則【職務の執行状況の確認】第11条には、「2 前項のほか、次の各号の一に該当する場合は、学長選考・監察会議は、随時、学長に対して、職務の執行状況について報告を求めることができる。」とあるので、「各年度1回」を「各年度少なくとも1回」とすればどうでしょうか。</p>	<p>学長選考等実施細則第11条の内容を踏まえ、ご指摘のとおり「少なくとも」を追記いたしました。</p>
		<p>原則 3-3-3①及び原則 3-3-3② 学長選考・監察会議規程【業務】第2条において、補充原則 3-3-3①には、「(6)学長の解任の申出に関すること。」とあるが、一方、補充原則 3-3-3②には、「(6)学長の解任に関すること。」となっています。整合させてください。</p>	<p>ご指摘の内容について、補充原則 3-3-3①において、学長選考・監察会議規程【業務】第2条の「(6)学長の解任の申出に関すること。」から「の申出」を削除しました。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
		<p>【基本原則4に関して】 補充原則4-1② 国立大学法人のガバナンスにおいて重要なことは、最大の関係者である学生に対して、教育研究を通して付加価値の高い経験を付与することができるかが問われていますが、滋賀医大においてどのような経験を付与しているのでしょうか。 国立大学法人は、どのような教育成果を享受することができるのかを示す。</p>	<p>本学の理念・使命に基づいて策定された、教育全体の方針、卒業の認定に関する方針（ディプロマポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラムポリシー）に基づき、豊かな教養、確固たる倫理感や高度で専門的な知識、技術を身につけるための体系化した講義・演習・実習を実施しています。また、本学附属病院や地域医療教育研究拠点（NHO東近江総合医療センター、JCHO滋賀病院、公立甲賀病院）をはじめとする学外施設での臨床実習・臨地実習をとおして、全人的医療の実践による地域への貢献等について学ぶ機会を学生に提供しております。</p>
監事による確認		<p>本学のミッション（理念及び使命）は、明確に提示されており、ミッションを遂行するためのガバナンス体制も整備されている。各コードについて、毎年確認のうえ、見直しが重ねられており、適合状況についても精査されていると考える。 国や社会が本学に求める役割を、学校関係者の意見を取り入れながら把握し、実現していこうとする姿勢も評価できる。 国立大学法人第4期を迎え、説明責任の重要性は増すため、報告等についても、さらに分かりやすいものとなるように工夫を重ねられたい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、多様なステークホルダーからの期待と信頼に応えるため、国立大学法人ガバナンス・コードに基づき丁寧に説明し、引き続き改善を図ります。</p>
その他の方法による確認		<p>その他の方法による確認は行っておりません。</p>	

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		該当なし

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
基本原則1 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築			
<p>原則1-1</p> <p>【国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定】</p> <p>国立大学法人は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定すべきである。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を含め、公表しなければならない。</p>		<p>本学のミッションとして、次のとおり、理念及び使命を掲げている。</p> <p>【理念】</p> <p>地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する。</p> <p>【使命】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 豊かな教養、確かな倫理観、高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成する。 2 研究倫理と独創性を有する研究者を養成し、特色ある研究を世界に発信する。 3 信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し、社会に貢献する。 <p>上述のミッションを踏まえ、その実現のためのビジョンとして、次の3Cを推進することを公表しており、第4期中期目標期間には開学50年を迎えるにあたり「サステナブル（持続可能）」で「アトラクティブ（魅力的）」な大学を目指している。</p> <p><3C></p> <p>Creation：優れた医療人の育成と新しい医学・看護学・医療の創造</p> <p>Challenge：優れた研究による人類社会・現代文明の課題解決への挑戦</p> <p>Contribution：医学・看護学・医療を通じた社会貢献</p>	<p>・理念・使命（大学HP）</p>

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		<p><第4期中期目標 前文：法人の基本的な目標></p> <p>滋賀医科大学は、第4期中期目標期間に開学50年を迎える。引き続き教職員及び学生が相互に尊重し明るく前向きに活動できる魅力ある（＝アトラクティブな）大学として持続し続けるため、“サステナブルでアトラクティブな大学”をキーワードに掲げ、本学の理念である“地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する”ため、以下の目標を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 滋賀県における医師不足が慢性化する中、地域医療のサステナビリティのために最も重要なことは、滋賀県に定着する優秀な医師の育成である。このため、学部教育における地域枠・地元枠の有効活用と地域基盤型教育を充実させて、将来の医師像を明確にした卒前・卒後キャリアパスに基づいた医師の人材育成を行う。また、高齢化の進行に伴い地域包括医療の比重が重くなる中、重要な役割を果たすのは訪問看護を含む新たな慢性期看護医療をリードできる優秀な看護師と、今後、医師の働き方改革を進める上で、高度急性期医療における安全な医療遂行のためには、特定行為看護師の役割が益々重要となる。さらにCOVID-19感染を契機に感染症専門看護師の必要性も大きくなった。このため、未来のリーダーとなる看護師を関連施設や自治体と協働して育成する。 2. 教育のサステナビリティ強化は、Society 5.0を目指す社会変革の中で、医学領域においてもAI開発、ビッグデータ解析等のICTを駆使できる人材養成が求められるため、学部と大学院にSTEAM教育を取り入れ、新型コロナウイルス感染環境で立ち上げたオンライン教育、シミュレーション教育を発展させ、未来に向けた教育システムを構築する。 3. 研究のサステナビリティ強化は、神経難病研究センター、動物生命科学研究センター、先端がん研究センター、NCD疫学研究センターにおける国際的発信力を持つ特色ある研究の深化に加え、幅広い領域での研究活動を活性化させる必要があり、その中で将来のリーダーとなる若手人材育成を推進するとともに、産学連携研究の推進により外部資金の獲得を増加させ、教育研究環境の改善を図る。 4. 業務運営のサステナビリティ強化は、ソフト面では透明性のある内部統制機能強化、デジタル技術の活用を含む業務効率化、多様なステークホルダーとのコミュニケーション推進、男女共同参画推進計画の地域への展開、ハラスメント防止の推進、ハード面では附属病院の機能強化棟整備、施設と設備のマスタープランの確立と実行等に取り組む。 	

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		<p>具体的な目標・戦略としては、文部科学大臣から提示を受けた第4期中期目標を達成するため中期計画を策定し、文部科学大臣の認可を受けている。</p> <p>中期目標（原案）及び中期計画の策定に当たっては、学内の教育研究に従事する委員を含む教育研究評議会、学外委員を含む経営協議会に加えて、本学の発展に必要な戦略を立案する総合戦略会議及び本学の運営全般に関する学長の諮問機関で広くかつ高い識見を有する委員を含む学外有識者会議での審議を通じて、多様な関係者の意見を聴き、社会からの要請の把握に努めた上で、役員会で議決している。</p> <p>学内のステークホルダーに対しては、役員と構成員が対話する機会として「学生と学長との懇談会」及び「全学フォーラム」を年1回程度開催しており、広く一般から多様な意見を聴く仕組みとしては、大学ホームページに問い合わせページ「問い合わせメールフォーム」を設置するとともに、附属病院内には本院に対する様々な意見をお寄せいただくために意見箱を設置しており、多様なステークホルダーから届いた意見等について検討し改善等につなげている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法定等公開情報 「中期目標・中期計画」（大学HP）
<p>補充原則1-2④ 国立大学法人は、目標・戦略の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を、公表しなければならない。</p>		<p>本学は、毎年度、中期目標・中期計画の進捗状況や評価指標について、評価委員会において自己評価を行っている。その検証結果を踏まえ、第3期中期目標期間においては4年目終了時に、残りの2年間における取組をまとめた「業務の実績に関する報告書」を作成し、中期計画の進捗状況とそれを自己評価した結果及び今後の計画を大学ホームページで公表している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会規程 第2条（審議事項） ・（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十二条に基づく）法定等公開情報 業務に関する情報「事業報告書、業務報告書、その他業務に関する報告書」（大学HP）
<p>補充原則1-3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>本学では、経営については経営協議会、教学運営については教育研究評議会が、それぞれ「経営協議会規程」及び「教育研究評議会規程」に審議事項を定めており、権限と責任を明確化している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営協議会規程 第2条（審議事項） ・教育研究評議会規程 第2条（審議事項）

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		<p>経営協議会規程【審議事項】第2条（抜粋）</p> <p>(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人滋賀医科大学の経営に関する事項</p> <p>(2) 中期計画に関する事項のうち法人の経営に関する事項</p> <p>(3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に関する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(6) その他法人の経営に関する重要事項</p> <p>教育研究評議会規程【審議事項】第2条（抜粋）</p> <p>(1) 中期目標についての意見に関する事項（国立大学法人滋賀医科大学（以下「法人」という。）の経営に関する事項を除く。）</p> <p>(2) 中期計画に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）</p> <p>(3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 教員人事に関する事項</p> <p>(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項</p> <p>(6) 学生の円滑な修業等を支援するために必要な事項</p> <p>(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</p> <p>(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(9) その他滋賀医科大学の教育研究に関する重要事項</p>	
<p>補充原則1-3⑥(2)</p> <p>教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>本学の人事に関する事項については、管理運営組織規程第12条第2項の規定に基づき人事委員会を設置し、戦略的な人員計画や人材育成を推進している。性別・年齢・国籍等を問わず国内外の多様な人材の確保及び活用を図るため「国立大学法人滋賀医科大学における人事基本方針」を策定し、ホームページ上で公開している。</p> <p>「第3期男女共同参画推進基本計画（マスタープラン）」に掲げた女性管理職登用比率については目標以上の数値を維持しており、国際性に関しては特に大学院教育で留学生を確保するとともに、教員の国際公募や国際交流センターによる外国人研究者の支援に取り組んでいる。また、障がい者については法定雇用率を遵守している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営組織規程 第12条（委員会） ・人事委員会規程 第2条（審議事項） ・国立大学法人滋賀医科大学における人事基本方針 ・第3期男女共同参画推進基本計画（マスタープラン）（男女共同参画推進室HP）

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		<p>管理運営組織規程【委員会】第12条（抜粋） 法人に専門的事項について審議するため、各種委員会を置く。 2 委員会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>人事委員会規程【審議事項】第2条（抜粋） (1) 教職員の選考，採用及び配置に係る方針に関すること。 (2) 教員選考の実施に関すること。 (3) 教職員の評価に関すること。 (4) 教員選考及び職員採用の評価並びに評価後のフォローアップに関すること。 (5) 本学の関係病院，他大学，官公庁，民間企業等との人事交流の方針に関すること。</p>	
<p>補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>本学は、中期計画において、予算（人件費見込みを含む）計画に基づいた中期的な財務計画（収支計画、資金計画等）を策定し、教育研究の費用及び成果等については、毎年度財務諸表、事業報告書を作成しておりホームページで公表している。 同計画の作成にあたっては財務委員会の審議後に経営協議会の審議を経て役員会の承認を得ているものを公表している。 災害等の社会情勢の変化があった場合は、すみやかに補正予算の編成を行って資金不足などが生じないように対応している。</p>	<p>・法定等公開情報 業務に関する情報「財務に関する情報」（大学HP）</p>
<p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>本学は、教育、研究、診療等に係る財務状況、活動状況やコスト等の資金状況等について、「財務諸表」、「事業報告書」等の義務的開示をしている。その他、大学の活動とその成果とともに財務情報との関連性を明らかにする「統合報告書」を作成し、公表している。</p>	<p>・法定等公開情報 業務に関する情報「財務に関する情報」（大学HP） ・情報公開（企業等からの資金提供状況）（大学HP） ・統合報告書（大学HP）</p>
<p>補充原則1-4② 国立大学法人は、その法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明確にし、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を法人の長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等により、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成すべきである。 また、当該方針を公表するとともに、その実現状況をフォローアップすべきである。</p>		<p>本学は、学長の定める特命事項を担当する「学長補佐」及び理事の業務を補佐する「副理事」を置き、役員会等主要な場への陪席を求め、法人経営を担い得る人材を育成している。また、教職員の能力及び組織の活性化を図るための人材育成の方針を人事基本方針に定め、公表しており、国立大学協会が主催する将来の経営人材を育成する研修会等へ積極的に参加している。</p> <p>管理運営組織規程【学長補佐】第15条（抜粋） 学長は、特命事項について担当する学長補佐を指名することができる。 2 学長補佐は、「学長補佐（〇〇担当）」として発令し、任期は学長が定める期間とする。</p> <p>管理運営組織規程【副理事】第16条（抜粋） 学長は、理事の下に副理事を置くことができる。 2 副理事は、理事を補佐するとともに、理事の命を受け業務を処理する。 3 副理事は「副理事（〇〇担当）」として発令し、任期は学長が定める期間とする。</p>	<p>・管理運営組織規程 第15条（学長補佐）、第16条（副理事） ・国立大学法人滋賀医科大学における人事基本方針</p>

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
<p>基本原則 2. 法人の長の責務等</p> <p>国立大学法人は、自主的・自律的環境の下、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、社会に対する役割を果たし続けるため、法人の長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築する必要がある。そのために、意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、法人全体の機能強化を図るべきである。</p>			
<p>原則 2 - 1 - 3</p> <p>【ビジョン実現のための執行体制の整備】</p> <p>法人の長は、ビジョンを実現するために、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備すべきである。また、法人の長は原則 1 - 4 で示した「長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み」を行うべきである。さらに、各補佐人材の責任・権限等を明確にし、それらを公表しなければならない。</p>		<p>学長は、以下の（１）～（３）のとおり学内外から適任者を選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。</p> <p>（１）理事</p> <p>学長は、自らを補佐する人材として、高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、適任者を理事に任命しており、理事は、学長の定めるところにより職務を次のとおり分担し、学長を補佐している。その際、法人の役員又は職員でない外部理事を必ず任命することを管理運営組織規程に定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究・企画・評価担当理事 ・ 医療・労務担当理事 ・ 教育・学生支援・コンプライアンス担当理事 ・ 総務・財務・施設担当理事 ・ 地域医療担当理事（学外） <p>（２）副学長</p> <p>学長を助け、命を受けて校務をつかさどる者として、外部理事を除く 4 名の理事を副学長に指名している。</p> <p>（３）学長補佐及び副理事</p> <p>特命事項を担当する者として、大学改革、男女共同参画を担当するため 2 名の学長補佐や、理事を補佐する者として、研究推進、臨床研究、国際交流、国際戦略、労務、基礎医学教育・地域医療教育改革、臨床教育改革を担当する 7 名の副理事を指名している。</p> <p>また、長期的な人材育成として、原則 1 - 4 の記載欄で述べた取組を行っている。</p> <p>さらに、理事及び学長補佐について、その担当事項を付記した一覧名簿を大学ホームページや一般向け冊子「大学概要」で公表している。</p> <p>管理運営組織規程【役員の任命等】第 6 条（抜粋）</p> <p>3 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから学長が任命する。</p> <p>4 理事の任命に当たっては、その任命の際に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営組織規程 第 6 条（役員の任命等）、第 14 条（副学長）、第 15 条（学長補佐）、第 16 条（副理事） ・ 運営組織（役員名簿）（大学HP） ・ 大学概要 「組織等」 20 頁

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
<p>2-2 役員会の責務 原則2-2-1 【法人経営に係る重要方針の十分な検討】 国立大学法人の役員会は、国立大学法人の重要事項について十分な検討・討議を行うことで、法人の長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保すべきである。 また、役員会は、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うとともに、議事録を公表しなければならない。</p>		<p>役員会は、国立大学法人法に則り定められた以下の審議事項について検討・討議を行い、学長の意思決定を支援している。さらに、十分な検討・討議を補助するために、本学独自の合議体として理事懇談会や役員懇談会を設置している。また、役員会は、開催回数を毎月2回とすることで本学の重要事項について迅速に審議し、その都度、会議報告を大学ホームページで公開している。</p> <p>役員会規程【審議事項】第2条（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中期目標についての意見に関する事項 (2) 中期計画に関する事項 (3) 長期計画に関する事項 (4) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (6) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (7) コンプライアンス体制の推進に関する事項 (8) その他役員会が定める重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会規程 第2条（議決事項） ・会議報告（役員会）
<p>原則2-3-2 【多様な人材の登用・確保】 国立大学法人は、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、積極的に産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保すべきである。 その際、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかを明らかにし、その目的に合致する人材の発掘及び登用を行い、その状況を公表しなければならない。</p>		<p>本学は、人事基本方針に基づき、性別・年齢・国籍等を問わず国内外の多様な人材を確保及び活用を図っており、管理運営組織規程第6条で定めるとおり、理事に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにし、経営層の厚みを確保している。</p> <p>現在、大学と関係病院との連携による地域医療の推進を担う人材育成、関係病院における男女共同参画を大学と協働して担当する理事として、地域医療に積極的に取り組む関係病院の現職病院長を非常勤理事に任命し、公表している。</p> <p>管理運営組織規程【役員等の任命等】第6条（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから学長が任命する。 4 理事の任命に当たっては、その任命の際に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人滋賀医科大学における人事基本方針 ・管理運営組織規程 第6条（役員等の任命等） ・運営組織（役員名簿）（大学HP）

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
<p>基本原則 3. 経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議及び監事の責務と体制整備</p> <p>国立大学法人は、自主的・自律的・戦略的な経営を可能とするため、経営協議会、教育研究評議会における審議を充実させるとともに、学長選考・監察会議における法人の長の選考及び厳格な評価の実施、監事による 監査業務の遂行等を通じ、各組織の責務の明確化、体制の整備・強化等の適切な法人経営を支える体制を工夫すべきである。</p>			
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ①</p> <p>国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確にするとともに、選考後には、その選考方針と当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について公表しなければならない。その際、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求めるなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。</p>		<p>本学は、経営協議会の学外委員の選考方針について、大学に関し広くかつ高い見識を有する学外有識者から教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命すると経営協議会規程において定めている。企業運営財務、大学経営、医療関係施設経営、行政等の経験を有する人材を学外委員として任命し、規程及び委員一覧を公表している。</p> <p>経営協議会において、大学側から議題を設定するだけでなく、学外委員の多様で幅広い視点から大学運営のあり方を検討するため、採り上げたい議題や資料等の要望について照会し、当日の議題に反映させることで、より積極的な学外委員の参画を促している。また、会議開催前に審議事項の資料を各委員に送付して事前に質問や意見を照会する機会を設け、会議当日の審議を活性化させるよう工夫している。</p> <p>経営協議会規程【審議事項】第2条（抜粋）</p> <p>(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人滋賀医科大学の経営に関する事項</p> <p>(2) 中期計画に関する事項のうち法人の経営に関する事項</p> <p>(3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に関する報酬及び退職 手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(6) その他法人の経営に関する重要事項</p> <p>経営協議会規程【組織】第3条（抜粋）</p> <p>(1)学長</p> <p>(2)理事又は事務局長</p> <p>(3)学長が指名する職員</p> <p>(4)本学の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営協議会規程 第2条（審議事項）、第3条（組織） ・ 経営協議会委員

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。</p>		<p>本学の理念を踏まえた学長選考基準を策定して公表し、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求めている。選考手続きにおいては、学長選考会議（当時）において議論のうえ、平成30年度に学長選考等実施細則を改正し、従来行われてきた意向聴取投票を廃止のうえ、電子メールにより募集した意見を学長選考の参考の一つとするなど、学長選考・監察会議が自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くして適正に選考を行う体制を整えるとともに、選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。</p> <p>学長選考・監察会議規程【業務】第2条（抜粋） 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる業務を行う。 (1)学長の選考基準及び選考手続の策定並びにその公表に関すること。 (2)学長候補者の選考に関すること。 (3)学長候補者の選考の結果並びに国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）に基づく選考理由及び選考過程の公表に関すること。 (4)学長の業務執行状況の確認に関すること。 (5)国立大学法人法第17条第2項及び第3項に掲げる事由であって、学長に係る場合の調査に関すること。 (6)学長の解任に関すること。 (7)学長の任期の決定に関すること。 (8)その他学長選考・監察会議の運営に関し必要な事項。</p> <p>学長選考等実施細則【学長選考の参考としての意見募集】第6条（抜粋） 学長選考・監察会議は、学長の選考の参考とするため、推薦資格者に対して、期間を定めて、学長候補適格者に関する意見を募集するものとする。 2 推薦資格者は、前項の意見募集があった場合は、滋賀医科大学情報ネットワーク利用内規第4条第1号に定める教職員用メールを使用し、当該メールには氏名を明記のうえ、意見を提出することができる。 3 学長選考・監察会議は、前項により提出された意見から、推薦資格者の氏名を削除し、推薦資格者に対応する次の3種の職種のみを付した資料を作成する。 (1) 第3条第2項第1号から第3号、第5号及び第6号に該当する者 役職員 (2) 同項第4号に該当する者 教員 (3) 同項第7号から第13号に該当する者 病院職員</p>	<p>・学長選考・監察会議規程 第2条（業務） ・学長選考等実施細則 第6条（学長選考の参考としての意見募集） ・次期学長に求める学長像（滋賀医科大学学長像）平成31年3月25日決定（大学HP）</p>

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
<p>補充原則 3-3-1③</p> <p>学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。</p>		<p>学長の任期は、中期目標・計画期間との整合性を図り計画的な業務遂行が可能となるよう、その始期を中期目標・計画の開始日の2年前からとし、その任期は6年としている。また、任期の長期化に伴う組織の硬直化の防止と、独善的状況が発生する可能性の回避の観点から、学長は再任できないこととしている。ただし、学長が辞任を申し出たとき、欠員となったとき又は解任されたときに選考された学長は、その任期を前任の学長の残任期間とするとともに、1回につき再任することができる。と学長選考規程第5条に規定し、大学ホームページにて公表している。</p> <p>学長選考規程【選考の時期】第3条第1項（抜粋） 学長選考・監察会議は、次の各号の一に該当する場合に、学長を選考する。 (1)学長の任期が満了するとき。 (2)学長が辞任を申し出たとき。 (3)学長が欠員となったとき。 (4)学長が解任されたとき。</p> <p>学長選考規程【学長の任期】第5条（抜粋） 学長の任期の始期は、中期目標・計画の開始日の2年前からとし、その任期は6年とする。 2 前項の規定に関わらず、第3条第1項第2号から第4号までに掲げる理由により選考された学長の任期は、その前任の学長の残任期間とする。 3 学長は再任できない。ただし、第3条第1項第2号から第4号までに掲げる理由により選考された学長は、1回につき再任することができる。</p>	<p>・学長選考・監察会議規程</p> <p>・学長選考規程 第3条第1項（選考の時期）、第5条（学長の任期）</p>
<p>原則 3-3-2</p> <p>【法人の長の解任のための手続の整備】</p> <p>学長選考・監察会議は、法人の長の選考を行うとともに、法人の長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても法人の長の解任を文部科学大臣に申し出る役割も有する。このため、学長選考・監察会議は、予め法人の長の解任を申し出るための手続について整備し、公表しなければならない。</p>		<p>学長の解任審査は、学長選考等実施細則第12条の(1)～(4)のいずれかに該当する解任審査請求があった場合に、学長選考・監察会議が、同第13条の規定に基づき行うこととしており、学長選考・監察会議委員の3分の2以上の賛成による議決により、同条の(1)～(4)のいずれかに該当すると認められた場合は、解任の申出を決定することとしている。</p> <p>なお、文部科学大臣への解任の申出は、学長選考等実施細則第14条の規定に基づき、その理由を付して、学長選考・監察会議が行うこととしている。</p> <p>学長選考等実施細則【解任の審査請求】第12条（抜粋） 学長選考・監察会議は、次の各号の一に該当する場合は、学長の解任審査を行う。 (1)学長選考・監察会議委員の1名以上による解任審査請求があったとき。 (2)経営協議会委員の3分の1以上による解任審査請求があったとき。 (3)教育研究評議会評議員の3分の1以上による解任審査請求があったとき。 (4)推薦資格者のうち、学長を除いた者の3分の1以上による解任審査請求があったとき。 2 前項の解任審査請求は、解任すべき理由を付した書面により議長に提出する。</p>	<p>・学長選考・監察会議規程</p> <p>・学長選考等実施細則 第12条（解任の審査請求）、第13条（解任の審査）、第14条（解任の申出）</p> <p>・学長選考規程</p>

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		<p>学長選考等実施細則【解任の審査】第13条（抜粋） 学長選考・監察会議は、学長の解任審査の結果、学長選考・監察会議委員の3分の2以上の賛成による議決により、次の各号の一に該当すると認められた場合は、解任の申出を決定する。 (1)心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 (2)職務上の義務違反があるとき。 (3)職務の執行が適当でないため、業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。 (4)その他学長たるに適しないと認めるとき。</p> <p>学長選考等実施細則【解任の申出】第14条（抜粋） 学長選考・監察会議は、前条により学長の解任の申出を決定した場合は、国立大学法人法第17条第5項に基づき、その理由を付して、文部科学大臣に学長の解任を申し出るものとする。</p>	
<p>補充原則3-3-3② 学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価（中間評価）を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。</p>		<p>学長選考・監察会議は、学長選考・監察会議規程第2条第1項第4号及び学長選考等実施細則第11条に基づき、選出した学長の任期中において各年度少なくとも1回、学長の業務執行状況の確認を行う際に、評価及び助言等を行うとともに、確認内容及びその評価結果を大学ホームページにて公表している。</p> <p>学長選考・監察会議規程【業務】第2条（抜粋） 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる業務を行う。 (1)学長の選考基準及び選考手続の策定並びにその公表に関すること。 (2)学長候補者の選考に関すること。 (3)学長候補者の選考の結果並びに国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）に基づく選考理由及び選考過程の公表に関すること。 (4)学長の業務執行状況の確認に関すること。 (5)国立大学法人法第17条第2項及び第3項に掲げる事由であって、学長に係る場合の調査に関すること。 (6)学長の解任に関すること。 (7)学長の任期の決定に関すること。 (8)その他学長選考・監察会議の運営に関し必要な事項。</p>	<p>・学長選考・監察会議規程 第2条（業務） ・会議報告（学長選考・監察会議）</p>

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		<p>学長選考等実施細則【職務の執行状況の確認】第11条（抜粋）</p> <p>学長選考・監察会議は、選出した学長の職務の執行状況について、その任期中において各年度1回、学長に対して報告を求め、確認を行うものとする。</p> <p>2 前項のほか、次の各号の一に該当する場合は、学長選考・監察会議は、随時、学長に対して、職務の執行状況について報告を求めることができる。</p> <p>(1) 監事から、学長が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認める旨の報告があったとき。</p> <p>(2) 監事から、学長が国立大学法人法若しくは他の法令に違反する事実又は著しく不当な事実があると認める旨の報告があったとき。</p> <p>(3) 第13条各号の一に該当するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) その他学長選考・監察会議が必要と認めるとき。</p>	
<p>原則3-3-4</p> <p>【学長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表】</p> <p>学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。</p>		<p>学長選考・監察会議の委員は、学長選考・監察会議規程第3条に基づき、経営協議会規程第3条第1項第4号に規定する経営協議会委員のうち、経営協議会において選出された者（学外委員）と、教育研究評議会規程第3条第1項第5号から第7号までに規定する教育研究評議会評議員のうち、教育研究評議会において選出された者（学内委員）が同数となるよう、選任されている。</p> <p>なお、国立大学法人法第12条第2項第2号では、理事は教育研究評議会において選出された場合は、学長選考・監察会議の委員となることができると規定されているところ、本学では、学長選考会議（当時）（令和3年度第2回）において検討の結果、利益相反の防止や中立性の確保等の厳格化の観点から、学長選考・監察会議の委員就任の有資格者に理事を含めないこととしている。</p> <p>また、経営協議会及び教育研究評議会においては、それぞれ選出対象となる委員及び評議員の経歴・職務経験・専門分野等を参考に、本学の教育・研究・診療等に係る見識や組織の経営・管理運営に係る経験等を勘案し、審議により学長選考・監察会議の委員が選出されており、選出・選任された委員は、その選任理由を付して、大学ホームページにて公表している。</p> <p>学長選考・監察会議規程【組織】第3条（抜粋）</p> <p>学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)国立大学法人滋賀医科大学経営協議会規程第3条第1項第4号に規定する委員のうち、経営協議会において選出された者 若干名</p> <p>(2)国立大学法人滋賀医科大学教育研究評議会規程第3条第1項第5号から第7号までに規定する評議員のうち、教育研究評議会において選出された者 若干名</p> <p>2 前項各号の委員の数は同数でなければならない。</p> <p>3 第1項に掲げる委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学長選考・監察会議規程 第3条（組織） ・経営協議会規程 第3条（組織） ・教育研究評議会規程 第3条（組織） ・学長選考・監察会議委員

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		<p>経営協議会規程【組織】第3条第1項（抜粋） 経営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)学長 (2)理事又は事務局長 (3)学長が指名する職員 (4)本学の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの</p> <p>教育研究評議会規程【組織】第3条第1項（抜粋） 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。</p> <p>(1)学長 (2)理事又は事務局長 (3)副学長（学長の命を受けて教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者） (4)図書館長 (5)医学科長及び看護学科長 (6)医学科，看護学科，学内教育研究施設又は医学部附属病院の教員 5名 (7)学長が必要と認めて指名する職員 若干名</p>	
<p>原則 3 - 3 - 5 【経営力を発揮できる体制の検討】 学長選考・監察会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考・監察会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。</p>		<p>本学は1法人1大学の単科大学であるため、大学総括理事は置いていない。</p> <p>国立大学法人法【役員】第10条第4項（抜粋） 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、第十二条第二項に規定する学長選考・監察会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務（以下「大学の長としての職務」という。）を行う理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができる。</p>	<p>・国立大学法人法 第10条第4項（役員）</p>

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
<p>基本原則 4</p> <p>【社会との連携・協働及び情報の公表】</p> <p>国立大学法人は、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たすため、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていくべきであり、そのために、情報の公表を通じて透明性を確保すべきである。</p> <p>また、併せて、国立大学法人の経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要があり、自らを律する内部統制の仕組みを整備・実施することで、適正な法人経営を確保するとともに、その運用体制を公表しなければならない。</p>			
<p>原則 4 - 1</p> <p>【法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表】</p> <p>国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共的財産として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保すべきであり、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表しなければならない。</p>		<p>本学は、法令に基づく情報公開に加え、法人運営、役員会、経営協議会、教育研究評議会の会議報告、教育・研究及び社会貢献活動に関する事項について、その都度、大学ホームページ、大学概要、その他広報誌で公表している。また、最新の研究成果等については、積極的なプレスリリースを行い、報道機関の取材に可能な限り応じている。なお、ホームページで公開している法令に基づく公開情報は、広報担当部署において適時確認・更新を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開（大学HP） ・ 大学概要（大学HP） ・ 広報誌（大学HP） (1)滋賀医大ニュース、(2)勢多だより、(3)滋賀医大病院ニュース&別冊TOPICS ・ 学生募集要項（医学部）（大学HP） ・ 学生募集要項（大学院医学系研究科）（大学HP） ・ 研究シーズ集（大学HP） ・ 医療ニーズ集（大学HP） ・ 診療案内（病院HP） ・ 統合報告書（大学HP）
<p>補充原則 4 - 1 ①</p> <p>国立大学法人は、その多岐にわたる活動それぞれに学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者を有することを踏まえ、これらの関係者を含む国民・社会との間における透明性の確保がガバナンスの向上につながることから、情報の公表を行う目的、意味を考え、適切な対象、内容、方法等を選択し公表しなければならない。</p>		<p>本学は、様々なステークホルダーに向けての情報公開を、大学ホームページ及び広報誌で行っていることに加え、報道機関への積極的なプレスリリースを実施している。</p> <p>大学ホームページは、関係する情報へのアクセスのために訪問者別メニュー（受験生、在学生、卒業生、地域・一般の方、企業・研究者の方、教職員）を設けている。</p> <p>広報誌は、幅広いステークホルダーを対象とする「大学概要」及び「統合報告書」に加え、対象者別に、本学に関係する一般者として最も多い患者向けの広報誌や、学生・教職員を対象とした学内向け広報誌まで、幅広く作成している。</p> <p>一般向け：滋賀医大ニュース 患者向け：滋賀医大病院ニュース、病院ニュース別冊TOPICS 学生・教職員向け：勢多だより 受験生向け：大学案内、学生募集要項 産業界向け大学ホームページの「研究シーズ集、医療ニーズ集」 地域の医療機関向け：診療案内、滋賀医大病院ニュース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開（大学HP） ・ 大学概要（大学HP） ・ 統合報告書（大学HP） ・ 広報誌（大学HP） (1)滋賀医大ニュース、(2)勢多だより、(3)滋賀医大病院ニュース&別冊TOPICS ・ 学生募集要項（医学部）（大学HP） ・ 学生募集要項（大学院医学系研究科）（大学HP） ・ 研究シーズ集（大学HP） ・ 医療ニーズ集（大学HP） ・ 診療案内（病院HP） ・ 入試情報（イベント）（大学HP） ・ 高大連携事業（大学HP） ・ 公開講座（大学HP）

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
<p>補充原則4-1② 国立大学法人は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報（学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等）を公表しなければならない。</p>		<p>【学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠及び学生の進路状況等】 本学は、教育の全体の方針、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、大学ホームページ上で公開している。また、講義・演習・実習等については、『履修要項・講義概要（シラバス）』に学修目標、授業概要、評価方法を明記し、大学ホームページ上で公開している。 学生が卒業時まで身に付けておくべき知識・技能・態度に関する能力（アウトカム）を卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて策定し、大学ホームページ上で公開しており、これに関連する取組として「学生による自己評価表」を用いた学修成果の評価を行っている。学部学生（第2学年以上）の保護者には毎年4～5月頃に前年度の成績通知書を郵送することで学生の学修状況を通知している。 教育内容、共用施設・学修環境、学生支援に関する学生の満足度については、医学科及び看護学科の第2学年以上の学生に対して毎年度実施する「学修・学生生活実態調査」において確認し、大学ホームページ上で公開している。 本学の教育の成果としては、本学は医科大学であることから、学生の国家試験（医師国家試験、看護師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験）の合格率及び学部学生及び大学院生の進路状況についても、大学のホームページ及び大学概要で公開している。また、毎年4月に学部学生の保護者を対象に開催する各学科後援会総会において、直近の国家試験の可否結果及び学生の進路状況等の資料を配付のうえ報告している。</p> <p>【学生の満足度】 『学習・学生生活実態調査』及び『大学院学生対象アンケート』において、「教育内容」、「学習環境・共用施設」、「学習支援」、「研究指導」等についての学生の満足度を把握し、結果を報告書に取りまとめて大学ホームページで開示している。なお、医学・看護学教育センター運営会議では学生の満足度向上に向けて、大学運営等に反映させるべき要望があれば適切な委員会等における検討を経て対応（改善等）するPDCAサイクルを回している。</p> <p>【その他特記すべき事項】 学生の講義等について、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、Webツールによるオンライン形式やオンデマンド形式、課題レポート提出形式等の遠隔形式で実施し、令和2年度後期以降は、感染拡大防止に係る対策・配慮を徹底のうえ、対面を原則とし、遠隔形式も適宜併用しながら実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育目標、3つのポリシー（医学部医学科）（大学HP） ・教育目標、3つのポリシー（医学部看護学科）（大学HP） ・教育目標、3つのポリシー（大学院医学系研究科博士課程）（大学HP） ・教育目標、3つのポリシー（大学院医学系研究科修士課程）（大学HP） ・学修成果（大学HP） ・履修要項／講義概要（シラバス）（医学部医学科）（大学HP） ・履修要項／講義概要（シラバス）（医学部看護学科）（大学HP） ・大学院教務情報（大学院医学系研究科）（大学HP） ・国家試験・就職状況（大学HP） ・教育情報の公表（大学HP） ・大学概要「学生数等」32頁 ・大学案内（大学HP） ・学習・学生生活実態調査報告書 ・大学院博士課程学位授与時アンケート報告書 ・大学院修士課程学位授与時アンケート報告書 ・大学院（博士課程・修士課程）進路状況

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
<p>補充原則 4 - 1 ③</p> <p>国立大学法人は、公共的財産であることに鑑み、学内における教育・研究に係るコストの見える化を進めるとともに、法人の活動状況や資金の使用状況等を、分かりやすく公表しなければならない。</p>		<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) に記載</p>	
<p>原則 4 - 2</p> <p>【内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表】</p> <p>国立大学法人は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すべきである。</p> <p>そのためには、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を公表しなければならない。</p>		<p>本学は、役員（監事を除く）の職務の執行が、国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制を確立し、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全及び財務報告等の信頼性を確保するため、内部統制システムを整備し、業務を有効・効率的かつ適正に運営している。</p> <p>本学は、内部統制システムの運用体制を以下のとおり規定し、重要事項を審議するため内部統制委員会を設置しており、これらを定めた「内部統制システムに関する規程」を大学ホームページで公開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制システム最高管理責任者：学長 ・内部統制システム統括管理責任者：事務局長 ・内部統制システム推進責任者：各部局長 ・内部統制システム推進部署：総務企画課 <p>国立大学法人滋賀医科大学における内部統制システムに関する規程【目的】第2条（抜粋）</p> <p>内部統制システムを整備し、役員（監事を除く。）の職務の執行が、国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制を確立し、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全及び財務報告等の信頼性を確保するため、業務を有効・効率的かつ適正に運営することを目的とする。</p> <p>具体的なリスクに関する内部統制システムは以下のとおりであり、必要に応じて見直しを図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究公正及び公的研究費の不正使用に関しては、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の趣旨及び内容を踏まえ、「滋賀医科大学における公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止に関する基本方針」及び「滋賀医科大学における研究者および研究支援者の行動規範」、並びに関係規程（大学HP「研究不正防止」ページ参照）を定め、大学ホームページやリーフレットで公表・周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人滋賀医科大学における内部統制システムに関する規程 第2条（目的） ・国立大学法人滋賀医科大学の業務方法書の変更の認可について（令和4年3月25日） ・滋賀医科大学内部統制システム体制図 ・滋賀医科大学における公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止に関する基本方針 ・滋賀医科大学における研究者および研究支援者の行動規範 ・研究不正防止（大学HP） 公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関する規程 公的研究費の不正使用等に係る調査に関する内規 研究活動の不正行為への対応に関する規程

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		<p>・利益相反に関しては、個人としての利益相反については、「利益相反ポリシー」及び「利益相反マネジメント規程」を定め、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する指針」や「臨床研究法」に対応した利益相反審査フローを整備、運用している。法人としての利益相反については、「組織的利益相反マネジメントポリシー」及び「組織的利益相反マネジメント規則」を定め、年1回、学外委員を含む「組織的利益相反監視委員会」を開催している。これらの規程等は、大学ホームページ等で公表している。</p> <p>・内部通報・外部通報に関しては、公益通報実施要領を定め、公益通報窓口を学内（総務企画課）及び学外（弁護士）に設けるとともに、公益通報者保護規程を定め通報者の保護を行っている。規程や通報窓口は、大学ホームページ等で公表している。</p> <p>公益通報者保護規程【窓口】第5条（抜粋） 本学の公益通報等の窓口は、総務企画課とする。 2 前項に加えて、学外の窓口を第7条第2項第3号に規定する弁護士とする。</p> <p>公益通報者保護規程【公益通報の調査】第7条（抜粋） 本学に公益通報調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長が指名する理事又は事務局長 1名 (2) 教育研究評議会で選出された評議員 3名 (3) 本学が定める弁護士 1名 (4) その他学長が必要と認める者 若干名 3 前項第2号から第4号までの委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない</p> <p>・医学部附属病院における医療安全に関しては、医療法施行規則の規定に基づき、適正な医療安全管理体制を確保するため、医療安全、法律等に識見を有する附属病院と利害関係のない学外者を含む「医療安全監査委員会」を設置している。学長は、委員会からの監査結果の報告を受け、必要な措置を講じるとともに、監査結果を公表している。</p>	<p>・利益相反（大学HP） 利益相反ポリシー 利益相反マネジメント規程 組織的利益相反マネジメントポリシー 組織的利益相反マネジメント規則</p> <p>・公益通報者保護規程 第5条（窓口）、第7条（公益通報の調査）</p> <p>・公益通報実施要領</p> <p>・医療安全監査委員会規程 第3条（任務）、第4条（組織）</p>

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		<p>医療安全監査委員会規程【任務】第3条（抜粋）</p> <p>委員会は、次の各号に掲げる事項について確認し、監査することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 医療に係る安全管理についての業務方法書及び規則等の整備状況に関する事。 (2) 関係法令、業務方法書、規則等に基づく業務の実施状況に関する事。 (3) 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者の行うべき業務の状況に関する事。 (4) 医療安全管理部の体制及び業務の状況に関する事。 (5) 医療安全管理委員会の業務の状況に関する事。 (6) その他本院における医療安全管理体制に関する事。 <p>2 委員会は、監査を実施するにあたり、病院長及び担当者から報告を求め、必要に応じて実地調査を行うことができる。</p> <p>3 委員会は、必要に応じ、学長又は病院長に対し、是正措置を講ずるよう意見を述べるものとする。</p> <p>4 委員会は、監査の結果を公表するものとする。</p> <p>医療安全監査委員会規程【組織】第4条（抜粋）</p> <p>委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 医療に係る安全管理に関する識見を有する者 若干名 (2) 法律に関する識見を有する者 若干名 (3) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者 若干名 (4) その他学長が必要と認めた者 若干名 <p>2 前項第1号から第3号の委員は、本院と利害関係のない外部の者とする。</p> <p>3 第1項各号の委員は、学長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>・情報管理リスクに関しては、情報セキュリティインシデントに迅速に対応するため、情報セキュリティインシデント対策チーム（以下、「CSIRT」という）を整備し、CSIRT要員にセキュリティ研修を受講させ人材育成を進めている。また、情報セキュリティ意識の向上のため本学メールアドレス取得者全員に対して毎年、情報セキュリティe-Learningの受講を義務付けている。</p> <p>・本学の健全な運営に資することを目的として内部監査によるチェックを実施しており、本学の運営状況を適法性と妥当性の観点から公正かつ客観的な立場で調査及び検証し、その監査結果に基づく助言、提案等を行っている。</p>	<p>・滋賀医科大学情報統括・セキュリティ委員会規程</p> <p>・滋賀医科大学情報セキュリティインシデント対策チーム内規</p> <p>・内部監査実施規程</p>

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 大学ホームページ 法定等公開情報</p> <p>https://www.shiga-med.ac.jp/introduction/information-disclosure/act-on-access-to-information</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 病院長選考会議関係</p> <p>https://www.shiga-med.ac.jp/introduction/organization</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 滋賀医科大学医学部附属病院医療安全監査委員会規程</p> <p>https://www.shiga-med.ac.jp/hospital/doc/hospital/anzenkansa/index.html</p>	